

# 「いじめ総合対策」の改訂の方向性について

## 中間答申

平成27年12月10日

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会

# 目次

はじめに	1
<b>第一 これまでの取組の成果と課題</b>	2
1 いじめの認知件数と認知されたいじめの実態	
（1）いじめの認知件数	2
（2）いじめの解消率	6
（3）いじめの認知件数の学年別、男女別内訳	7
（4）いじめ発見のきっかけ	9
（5）いじめられた児童・生徒の相談状況	11
（6）いじめの態様	12
（7）いじめる児童・生徒への対応	14
（8）いじめられた児童・生徒への対応	15
2 学校の取組の推進状況	
（1）「学校いじめ防止基本方針」の策定 及び「学校いじめ対策委員会」の設置状況	17
（2）学校におけるいじめの問題に対する日常の取組	18
（3）「学校いじめ対策委員会」の取組状況	19
（4）各学校における取組	21
3 教職員一人一人の取組と意識の現状	
（1）全教職員対象のチェックリストの実施	24
（2）チェックリストの結果についての考察	26
<b>第二 取組の改善の方向性</b>	
1 「学校いじめ対策委員会」の機能強化	
（1）「学校いじめ対策委員会」の機能強化の視点と具体例	29
（2）「学校いじめ対策委員会」運営上の留意点	30
◆ 生活指導研修資料 学校いじめ対策委員会の効果的な活用	31
2 相談しやすい学校づくり	
（1）平成 24・25 年度の研究で明らかとなった実態	33
（2）いじめについて、児童・生徒が相談しやすい学校づくりに向けた取組の現状	33
（3）児童・生徒の犯罪被害防止のための「相談しやすい環境づくり」	35
（4）協議の内容	37
（5）児童・生徒対象のアンケート実施の在り方	39
3 インターネットを通じて行われるいじめへの対応	
（1）インターネットを通じて行われるいじめ防止等の取組の例	43
（2）協議の内容	44
<b>第三 最終答申「いじめ総合対策」の改訂に向けて</b>	
1 「いじめ総合対策」改訂の方向性	46
2 今後の審議内容	49
<b>資料</b>	
○ 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会委員名簿	50
○ 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会規則（平成 26 年東京都教育委員会規則第 18 号）	51
○ 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会への諮問文	53
○ 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会審議経過	54

## はじめに

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会は、平成 26 年 7 月に公布された「東京都いじめ防止対策推進条例（以下、「条例」という。）」第 11 条に基づき、東京都教育委員会の附属機関として設置された組織である。本委員会規則に定められた所掌事項は、都教育委員会の諮問に応じ、東京都や区市町村の教育委員会、そして都内公立学校のいじめ防止等のための対策の推進について、調査審議し、答申することなどとなっている。

これを踏まえ、本委員会は、平成 26 年 10 月 31 日に都教育委員会から、「東京都教育委員会いじめ総合対策（以下、「総合対策」という。）」の見直しに向けて、同対策に示された取組の進捗状況の検証、評価を踏まえ、いじめ防止等の対策を一層推進するための方策について検討するよう諮問を受けた。

「総合対策」は、条例成立後の平成 26 年 7 月に、都内公立学校を対象に策定されたものであり、いじめの「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の四つの段階ごとに学校における具体的な取組を示した内容となっている。

現在、各学校においては、この「総合対策」を踏まえて、いじめ防止等の対策を実施しているところである。

一方で、本年 7 月に岩手県矢巾町で発生したいじめの疑いによる中学生の自殺報道を受けて、都教育委員会が教員一人一人の取組状況を確認したところ、いじめ防止対策推進法に基づき全校で策定されている「学校いじめ防止基本方針（以下、「基本方針」という。）」の内容の周知が不徹底であったり、全校に設置されている「学校いじめ対策委員会（以下、「対策委員会」という。）」が十分に機能していなかったりしている状況が明らかとなった。また、諸調査の結果からは、児童・生徒がいじめ等の問題に直面しても教職員にはなかなか相談できていない実態や、学校においてインターネットを通じて行われるいじめに対する指導が徹底されていないなどの課題が見られた。

本委員会は、これらの課題を解決するための方策を中心に、昨年 10 月以来、6 回の会議を開催し、審議を行ってきた。

本委員会に対する都教育委員会からの諮問文には、「今後、都内全公立学校で、条例の基本理念に基づき、より実効性のあるいじめ防止等の対策が推進されるよう、取組について不断に検証、評価するとともに、その改善を図っていく必要がある。」との認識が示されている。

そのため、学校の取組の見直しについては、答申に先立って提言していくことも必要であると捉え、児童・生徒を対象とした定期的なアンケートの実施の在り方など、委員同士の協議を通して合意に至った内容の一部については、既に学校で改善が図られている。

本中間答申は、平成 28 年 7 月末の最終答申「いじめ総合対策改訂案(仮称)」に向け、現時点までの審議経過を取りまとめたものである。最終答申に向けて今後の審議を充実させるためにも、この中間答申に対して、多くの示唆をいただければ幸いである。

平成 27 年 12 月

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会

# 第一 これまでの取組の成果と課題

## 1 いじめの認知件数と認知されたいじめの実態

### (1) いじめの認知件数

#### ① 平成26年度のいじめの認知件数等

文部科学省が毎年度実施している「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（以下「問題行動等調査」という。）」によると、平成26年度における東京都公立学校のいじめの認知件数は、8,397件であり、前年度から、全ての校種で減少している。【図表1】

【図表1】 平成26年度東京都公立学校におけるいじめの認知件数等

※（ ）の数値は、平成25年度の結果を示す。

項目	学校数	認知学校数	認知学校率(%)	認知件数	解消件数 (3月31日時点)	解消率(%)
小学校	1,296	888 (875)	68.5 (67.4)	4,993 (5,581)	4,400 (4,926)	88.1 (88.3)
中学校	629	483 (497)	76.8 (78.9)	3,255 (3,854)	2,868 (3,378)	88.1 (87.6)
高等学校	239	53 (46)	22.2 (19.2)	127 (181)	120 (158)	94.5 (87.3)
特別支援学校	61	8 (14)	13.1 (23.0)	22 (42)	22 (36)	100.0 (85.7)
				<b>認知件数合計</b>	<b>7,410 (8,498)</b>	<b>88.2 (88.0)</b>

「平成26年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）

#### ② 過去3年間のいじめの認知数の推移

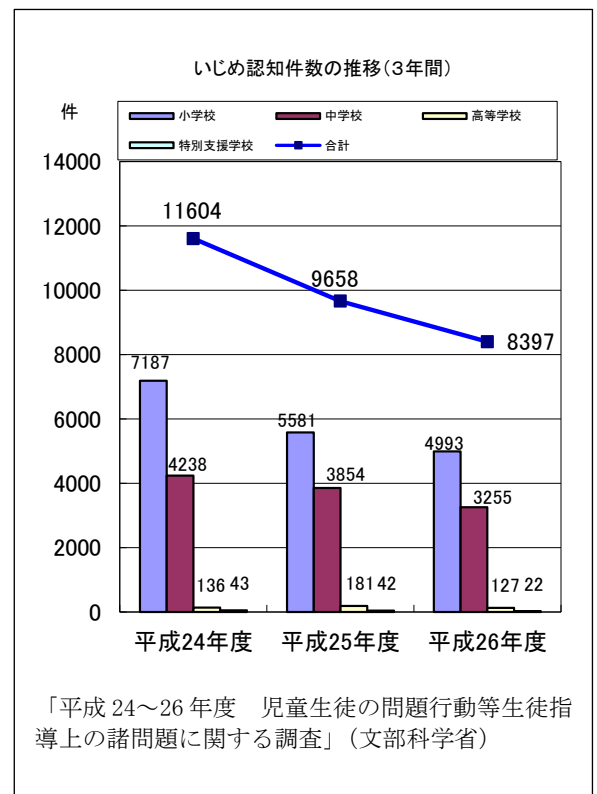
同調査による過去3年間の認知件数の推移は、右のとおりとなっている。滋賀県大津市や東京都品川区において、中学生がいじめを苦にして自殺したことが大きく報道された平成24年度から2年連続して、全体のいじめ認知件数は減少している。【図表2】

#### 成果・課題

この結果が、「いじめ防止対策推進法」や条例の施行などにより、学校の取組が徹底された成果として、いじめが実際に減少したことによるものか、大きな事案の発生から時間が経過し、いじめを積極的に認知しようとする学校の姿勢が弱くなったことによるものかは、この調査のみから検証することは困難である。

そのため、都教育委員会は、この認知件数の減少について多角的に検証するため、児童・生徒を対象にして定期的を実施しているアンケートへの記載状況を確認し、児童・生徒が直接訴えたいじめの件数が、2年間でどのように変化しているかを確認し、いじめの認知件数の変化と比較検討することとした。

【図表2】 いじめの認知件数の推移（3年間）



### ③ 児童・生徒対象のアンケートへの記述等の変化

以下に示すのは、全都の傾向を把握するために、いくつかの区市町村を抽出して、その管下の全小・中学校で、平成26年度と27年度に実施された「いじめ発見のためのアンケート」に、児童・生徒が記載した件数が、2年間でどのように変化しているかを比較したものである。【図表3】

【図表3】同一学校の児童・生徒が、いじめを把握するためのアンケートに記載した件数の変化（2年間）

		①児童・生徒数(人)		② 全ての質問に「いいえ」と記載又は白紙		③自分がいじめられたと記載		④自分がいじめた記載		⑤他人がいじめられていることを記載		⑥(③+④+⑤) いじめについて記載	
		27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度
小学校	人数	9,489	9,314	8,183	7,591	699	879	286	461	321	383	1,306	1,723
	(割合%)	(100)	(100)	(86.2)	(81.5)	(7.4)	(9.4)	(3.0)	(4.9)	(3.4)	(4.1)	(13.8)	(18.5)
中学校	人数	3,927	3,913	3,705	3,730	94	88	50	44	78	51	222	183
	(割合%)	(100)	(100)	(94.3)	(95.3)	(2.4)	(2.2)	(1.3)	(1.1)	(2.0)	(1.3)	(5.7)	(4.7)
小・中合計	人数	13,416	13,227	11,888	11,321	793	967	336	505	399	434	1,528	1,906
	(割合%)	(100)	(100)	(88.6)	(85.6)	(5.9)	(7.3)	(2.5)	(3.8)	(3.0)	(3.3)	(11.4)	(14.4)

平成26・27年度 複数の区市町村教育委員会の協力により、域内の全小・中学校を対象に実施（都教育委員会）

### 成 果

本調査の結果を見ると、小学校では、児童が「自分がいじめられた」、「自分がいじめた」、「他人がいじめられている」と記載した件数が、いずれの項目でも、平成27年度が26年度より減少しており、いじめの認知件数の変化と同様の傾向が示されている。

一方、中学校では、同様に生徒が記載した件数が、いずれの項目でも、平成27年度が26年度より増加しており、いじめの認知件数の変化と異なる傾向を示している。

児童・生徒が記載したアンケート用紙を確認したところ、平成27年度は26年度に比べて、丁寧な文字でしっかりと記載しようとしている児童・生徒が多くなっていた。また、記載に対して、教員が当該児童・生徒から聞き取った内容等を付箋に記載して貼付するとともに、対応経過一覧等を別紙に記載するなど、きめ細やかな対応が行われている状況も確認された。

### 課 題

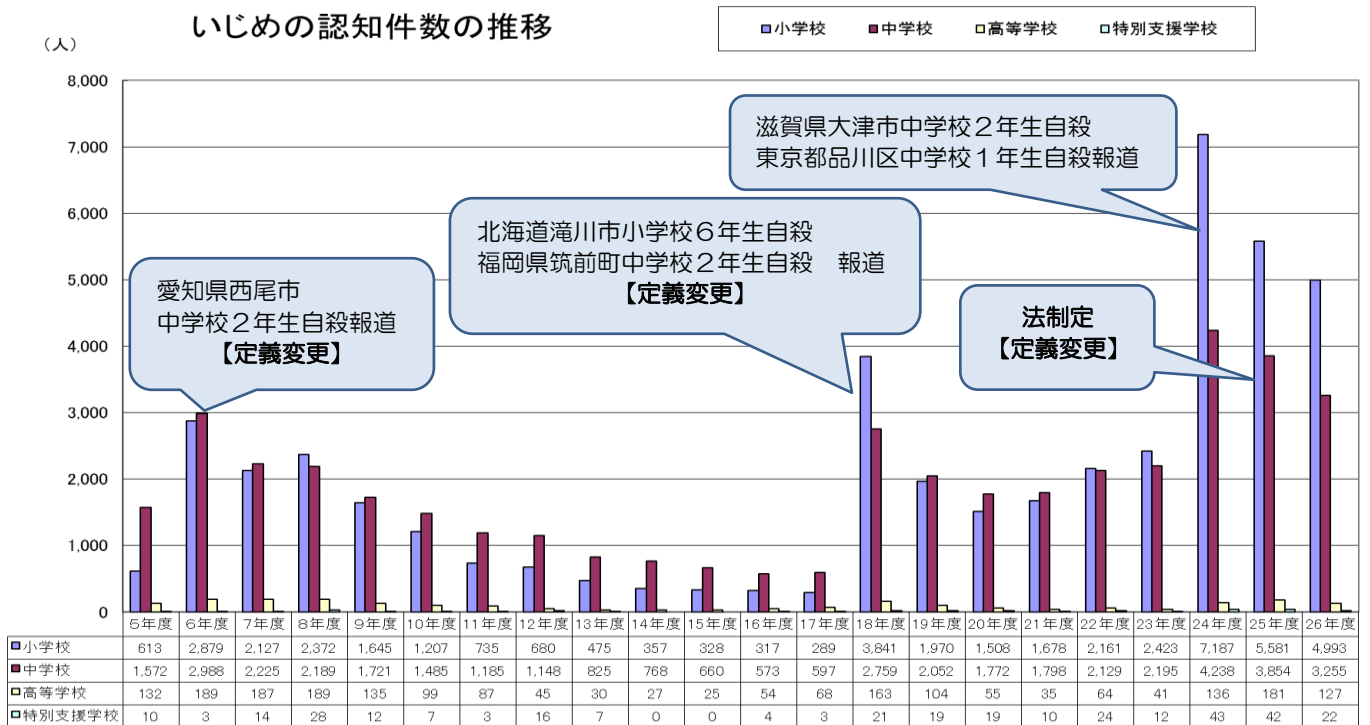
アンケートを確認することにより、児童・生徒や教職員の取組状況を検証することはできるものの、いじめを受けていても記載していない児童・生徒もいると考えられるため、認知件数の正確な把握にはつながらない。今後とも、いじめの認知件数については、多角的な視点から、その確実性を高める検証を続けていくことが必要である。

### ④ 平成5年度以降のいじめの認知件数の推移

次ページに、平成5年度から26年度までの東京都公立学校におけるいじめの認知件数の推移を示す。【図表4】

なお、この間数回にわたり、文部科学省（旧文部省）により、調査の前提となる「いじめの定義」が変更されているので、そのことについても付記する。

【図表4】東京都公立学校のいじめの認知件数の推移（平成5年度から26年度）



「平成5～26年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部省・文部科学省）から作成

## いじめの定義の変遷

【昭和61年度から】（東京都中野区中学校2年生の自殺報道を契機として、定義が示される）

①自分より弱者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないもの。

【平成6年度から】

①自分より弱者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

なお、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。

【平成18年度から】

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【平成25年度から】（いじめ防止対策推進法の施行に伴う）

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している児童生徒等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

**いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議（抜粋）**

（平成25年6月19日 衆議院文部科学委員会、同6月20日 参議院文教科学委員会）

いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、『心身の苦痛を感じているもの』との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。

## 課 題

経年の推移からは、いじめによる自殺等の事案が報道されると認知件数が増加するが、その後減少し、また次の事案の報道により、急激に増加する状況が繰り返されている傾向が見えてくる。

取組を形骸化させず、常に緊張感をもっていじめを認知し、確実に解決を図っていくことにより、絶対に自殺を発生させないようにしなければならない。

そのため、都教育委員会は、教職員が「いじめの定義」を確実に理解し、児童・生徒の様子からいじめやいじめの疑いに気付くことができるようにするため、事例検討などを取り入れた校内研修が各学校で実施されるようにすることが必要である。

### ⑤ いじめの認知に関する留意事項等

本委員会における審議を通して、学校におけるいじめの把握のために大切な視点や有効な取組について、委員から以下のような意見が述べられた。

#### <「いじめの定義」に基づくいじめの認知>

- いじめの認知に当たっては、一人一人の教職員が「いじめの定義」を正しく理解する必要がある。その上で、どんな小さなトラブルも「対策委員会」に報告するとともに、「対策委員会」が、定義を踏まえて、いじめであるかないかを判断することを徹底すれば、学校としてのいじめの認知の基準に差が生じにくくなるはずである。
- 「からかい」などの行為については、被害の子供が苦痛を感じているかどうかで、いじめに該当するかないかが異なることがある。「対策委員会」は、一人一人の児童・生徒の状況から、「この子供は苦痛に感じているのではないか」というきめ細やかな視点でいじめを認知することが必要である。
- 「いじめ防止対策推進法」の附帯決議の趣旨は、もし、児童・生徒本人が、苦痛を感じていない場合であっても、いじめに該当する事例はあり得るということである。この趣旨を踏まえ、「対策委員会」は、加害児童・生徒の行為が、人権意識を欠く言動である場合などには、いじめと認知することも必要である。

#### <教職員の気付きから組織によるいじめの認知へ>

- 教職員が、一人一人の児童・生徒について、昨日と今日の様子の違いを丁寧に把握するとともに、学級担任が行った朝の健康観察の結果を早い時刻に職員室等に報告し、心配な様子が見られた児童・生徒については、複数の教員で確認することなどが大切である。
- 教職員が、健康観察などを通して気付いた児童・生徒の様子の変化等について、組織で情報を共有するための具体的な方策を、学校として決めておくことが必要である。

## ⑥ 基本となるいじめの「認知」の在り方

上記の協議等を踏まえ、学校におけるいじめの「認知」の基本的な手続きを示す。

### 【基本となるいじめの「認知」の在り方】

- ① 一人一人の教職員は、気付いた全ての「いじめやいじめにつながりかねない小さなトラブル」を、迅速に「対策委員会」に報告する。
- ② 「対策委員会」は、対策委員会のメンバーでもある校長の指示の下に、教職員から報告があった全てのトラブルの事案について、事実確認の方策について協議する。
- ③ 教職員は、「対策委員会」の協議結果に基づき、役割分担等を行い、トラブルの状況を詳細に確認するとともに、その結果を、迅速に「対策委員会」に報告する。
- ④ 「対策委員会」は、報告された状況について、「いじめの定義」を踏まえて、いじめであるかどうかを判断する。 ⇒ **いじめの認知**  
※ なお、②及び④については、状況等に応じて、校長が直接指示又は判断することがある。

このことから、以下の本文では、「いじめの認知」とは、『対策委員会』が、『いじめの定義』を踏まえて、『いじめである』と判断された状況を示すこととする。

## (2) いじめの解消率

### ① 過去3年間のいじめの解消率

認知されたいじめのうち、解消したいじめの件数の割合を示す解消率は以下のとおりとなっている。なお、認知件数の中には、たとえば3月に入ってから把握したいじめの件数も含まれており、3月31日の調査時点では、未だに解消に向けて対応中の事案もある。【図表5】

【図表5】 いじめの解消率（1年間で解消したいじめの件数/認知したいじめの件数×100）

(単位 %)	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	全体 (全校種合計)
平成24年度	90.4	86.5	97.8	95.3	89.1
平成25年度	88.3	87.6	87.3	85.7	88.0
平成26年度	88.1	88.1	94.5	100.0	88.2

「平成24～26年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）

### 成果

校種や年度によって若干の差はあるものの、この調査によるいじめの解消率は85%を超えており、学校がいじめを認知さえできれば、ほとんどのいじめは解消されていることが示されている。

### 課題

他方で、少数ではあっても、認知されていないながら、解消に至っていないいじめがあること、その中には重大事態に及んでいる事案があることなどは、看過できない。

### ② いじめ解消の判断

いじめ問題の解決に当たっては、学級担任等が一人で抱え込んで対応することなく、学校が組織として対応することが強く求められている。認知されたいじめに対しては、校長の方針を踏まえて、「対策委員会」が具体的な対応の在り方等について協議するとともに、協議結果を踏まえて対応す



ることを徹底し、早期対応から早期解決に導くことが必要である。

「仲直りした」、「謝罪が済んだ」、「楽しそうに会話する姿が見られるようになった」など、表面的かつ安易な判断により、いじめが解消したとして、学校が被害の児童・生徒への対応を終えてしまうことなく、引き続き、当該児童・生徒の様子や心情を確実に把握し、安心して生活を送ることができるようになるまで、支援を継続することが大切である。

なお、いじめが解消されたかどうかについても、教職員個人ではなく、「対策委員会」が児童・生徒の状況等を総合的に検討した上で、委員会のメンバーでもある校長が判断する必要がある。

### (3) いじめの認知件数の学年別、男女別内訳

#### ① いじめの認知件数の学年別、男女別内訳

いじめの認知件数の学年別、男女別内訳は、右のとおりである。【図表6】

小学校においては、5年生までは学年が上がるごとに件数が増加し、6年生は5年生とほぼ同数である。中学校においては、小学校6年生と比べて中学校1年生で大きく増加する。その後学年が上がるごとに減少し、高等学校においては、1年生の件数が中学校3年生より大幅に減少し、更に学年が上がるごとに減少していくことが分かる。

#### 課題

この結果から、いじめが増加する傾向にある小学校5年生、中学校1年生及び高等学校1年生に対しては、いじめについて、教職員に相談しやすい環境づくりのための取組を重点的に行うことが必要である。

#### ② スクールカウンセラーによる全員面接

都教育委員会は、平成7年度から、

【図表6】 いじめ認知件数の学年別、男女別内訳



「平成26年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)

いじめや不登校などの未然防止・改善・解決と、学校教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置を開始し、順次拡大を図り、平成 15 年度からは全公立中学校に、平成 25 年度からは、全公立小・中・高等学校に配置している。

さらに、平成 26 年度からは、「いじめ総合対策」に基づき、児童・生徒が躊躇することなく、スクールカウンセラーに相談できる環境をつくるために、全配置校において、小学校第 5 学年、中学校第 1 学年、高等学校第 1 学年を対象に、スクールカウンセラーによる全員面接を実施することとし、今年度で 2 か年が経過した。

全員面接をできる限り年度初めに実施するため、各学校では、学校の規模等の実態に応じて、様々な工夫を行っているところである。

## 成 果

都教育委員会が毎年度実施している調査で、平成 27 年 6 月末日時点の結果と前年度の同じ時期の結果を比較すると、全員面接後に、スクールカウンセラーに相談する児童・生徒の人数が増えたり、その他の教職員に、自分や他の人に関する不安な状況等を伝えたりする児童・生徒が増えたりしている学校が多くなっていることが分かる。【図表 7】

【図表 7】スクールカウンセラー（SC）の全員面接による成果（該当する学校数の全校数に対する割合）

(単位：%)	小学校		中学校		高等学校		全校種合計	
	27 年度	26 年度	27 年度	26 年度	27 年度	26 年度	27 年度	26 年度
① 全員面接により、SC に相談する児童・生徒の実人数が増えた。	68.8	62.9	64.0	65.5	59.1	50.8	66.3	62.2
② 全員面接により、児童・生徒からの訴えが増えた。	65.0	13.0	60.3	18.1	55.7	4.9	62.6	13.4
③ 全員面接により、SC がいじめやいじめの疑いを発見することができた事例があった。	28.2		31.6		5.5		26.7	

平成 26・27 年度「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」（都教育委員会）

また、校長やスクールカウンセラーからは、全員面接について以下のような報告を受けている。

### ◆ 成 果

- 児童・生徒にとって、学校内に、教職員以外にも相談できる大人がいることを認識できる機会となった。
- 児童・生徒がスクールカウンセラーと会話を交わしたことにより、その後、日常的に互いのコミュニケーションが図られるようになるなど、相談しやすい関係が築かれた。
- 日常的に、スクールカウンセラーが気になる児童・生徒の様子を観察することができるようになり、学年や学級担任と情報共有が行われやすくなった。
- 面接後の情報共有を通して、スクールカウンセラーと教員とのコミュニケーションが図りやすくなり、児童・生徒の学級内の様子や課題について、多面的に把握できる環境づくりになった。

### ◆ 課 題

- 一人一人に対して多くの時間をかけて面接を行うことができないことを踏まえ、効果的な全員面接を行うためには、スクールカウンセラーが、どのような視点から児童・生徒に声掛けをすればよいか、一層の工夫が必要である。
- スクールカウンセラーによる全員面接の結果等を踏まえ、学校全体で、児童・生徒にとって相談しやすい学校づくりを推進することができるようにするための学校教育相談体制の在り方について、更なる検討が必要である。

## 課 題

スクールカウンセラーによる全員面接は、「相談しやすい学校づくり」の視点から、欠かすことのできない取組であり、今後とも、実施方法等を改善し充実を図っていく必要がある。

なお、「相談しやすい学校づくり」については、「いじめ総合対策」推進上の大きな課題の一つであることから、本委員会でも多くの時間をかけて審議してきた。それらの内容については、後章に示す。(33 ページ参照)

#### (4) いじめ発見のきっかけ

##### ① いじめ発見のきっかけ

平成 25 年度と 26 年度の「問題行動等調査」の結果から、いじめ発見のきっかけについて検証する。

平成 26 年度に、「学校の教職員が発見」したいじめの件数は、全校種の合計で、いじめの認知件数全体の 58.5%となっており、前年度と同じ割合である。また、同様に「学校の教職員以外からの情報により発見」したいじめの件数は、平成 26 年度・27 年度ともに 41.5%となっている。【図表 8】

校種別では、小・中・特別支援学校で、「学校の教職員が発見」が、前年度より増加しているのに対し、高等学校では、「学校の教職員以外からの情報により発見」が大きく増加している。

### 成 果

高等学校について、更に内訳をみると、「本人からの訴え」、「当該児童・生徒（本人）の保護者からの訴え」、「児童・生徒（本人を除く）からの情報」、「保護者（本人の保護者を除く）からの情報」による発見の件数が、いずれも前年度より多くなっており、高等学校においては、相談しやすい環境の構築や、生徒の中に「見て見ぬふりしない意識」が醸成されてきていると捉えられる。

【図表 8】いじめ発見のきっかけ

校種		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
		26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度
発見	学校の教職員等が発見	3,046 (61.0)	3,398 (60.9)	1,801 (55.3)	2,089 (54.2)	48 (37.8)	137 (75.7)	16 (72.7)	27 (64.3)	4,911 (58.5)	5,651 (58.5)
	内 訳										
	学級担任が発見	1,083	1,066	429	507	19	49	8	11	1,539	1,633
	学級担任以外の教職員が発見 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)	51	53	130	127	7	3	0	2	188	185
	養護教諭が発見	17	13	16	17	3	0	0	0	36	30
	スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	72	9	10	12	1	20	0	1	83	42
	アンケート調査など学校の取組により発見	1,823	2,257	1,216	1,426	18	65	8	13	3,065	3,761
	学校の教職員以外からの情報により発見	1,947 (39.0)	2,183 (39.1)	1,454 (44.7)	1,765 (45.8)	79 (62.2)	44 (24.3)	6 (27.3)	15 (35.7)	3,486 (41.5)	4,007 (41.5)
内 訳	本人からの訴え	875	960	833	1,032	40	27	5	10	1,753	2,029
	当該児童・生徒(本人)の保護者からの訴え	729	803	377	414	17	7	1	5	1,124	1,229
	児童・生徒(本人を除く)からの情報	184	200	146	195	11	5	0	0	341	400
	保護者(本人の保護者を除く)からの情報	143	193	71	109	11	4	0	0	225	306
	地域住民からの情報	6	11	6	8	0	0	0	0	12	19
	学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	7	11	3	4	0	0	0	0	10	15
	その他(匿名による投書など)	3	5	18	3	0	1	0	0	21	9
	計	4,993	5,581	3,255	3,854	127	181	22	42	8,397	9,658

※ ( ) 内は、該当する件数/いじめの認知件数×100 (%)

「平成 25・26 年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)

また、小学校において、「スクールカウンセラー等の外部相談員が発見」が大きく増加していることは、全員面接等の成果であると捉えることができる。

## 課題

高等学校において、「学校の教職員が発見」が減少していることについては、学校の組織的対応によるいじめの発見体制が十分であったかを検証しなければならない。

「スクールカウンセラー等の外部相談員が発見」の項目が、中学校・高等学校では減少していることについては、週1日の勤務であるスクールカウンセラーが、直接いじめの行為等に気付くことは難しいこともあるため、スクールカウンセラーの助言等により、学校全体の教育相談体制を充実していくことが大切であると考えられる。

「いじめ発見のきっかけ」として、全校種の合計で最も多いのは、「アンケート調査など学校の取組により発見」であり、平成26年度は、いじめ認知件数全体の36.5%が、平成25年度は、同じく38.9%がこれに該当する。

児童・生徒対象のアンケート実施の在り方については、本委員会の協議を踏まえて、各学校で共通認識に立って実施することとなった。このことについても、後章の「相談しやすい学校づくり」の中で、詳述する。(39ページ参照)

## ② 東京都公立学校と全国の「いじめ発見のきっかけ」の比較

次に、東京都公立学校の全校種のいじめの認知件数全体に対する「いじめ発見のきっかけ」の割合と、全国の全校種における同様の割合を比較したのが、右の表である。【図表9】

いじめ発見のきっかけは、認知件数1件につき、1項目が該当するため、認知件数全体に対する相対比を検証する。

東京都が、全国に比べて高い比率を示

【図表9】 いじめ発見のきっかけ（いじめ認知件数に対する割合）  
平成26年度 東京都（公立学校全校種）と全国（全校種）の比較

		東京都 (全校種)	全国 (全校種)
学校の教職員等が発見		58.5	66.0
内 訳	学級担任が発見	18.3	12.1
	学級担任以外の教職員が発見 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)	2.2	2.3
	養護教諭が発見	0.4	0.4
	スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	1.0	0.3
	アンケート調査など学校の取組により発見	36.5	50.9
学校の教職員以外からの情報により発見		41.5	34.0
内 訳	本人からの訴え	20.9	17.3
	当該児童・生徒(本人)の保護者からの訴え	13.4	11.2
	児童・生徒(本人を除く)からの情報	4.1	3.3
	保護者(本人の保護者を除く)からの情報	2.7	1.8
	地域住民からの情報	0.1	0.1
	学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	0.1	0.2
	その他(匿名による投書など)	0.3	0.1
計		100.0	100.0

「平成26年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)

している項目は、「学級担任が発見」、「スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見」、「本人からの訴え」、「当該児童・生徒(本人)の保護者からの訴え」、「児童・生徒(本人を除く)からの情報」、「保護者(本人の保護者を除く)からの情報」などとなっている。

## 成果

自治体ごとに認知したいじめの件数が異なるため、安易な検証は難しいものの、東京都の公立学校では、学級担任が子供の様子からいじめを把握しようとする姿勢が全国に比べて強い傾向にある。また、いじめを受けている児童・生徒やその保護者ばかりでなく、いじめについて知っている友人やその保護者等が、教職員に相談しようとする意識が、比較的高いと考えられる。

## 課題

今後、都教育委員会は、こうした傾向がどのような取組の効果であるのかを、しっかりと検証し、評価するとともに、教職員が自信をもっていじめ問題への対応を行うことができるよう、成果をあげている学校の取組や、教職員の実践を広く周知していくべきである。

### (5) いじめられた児童・生徒の相談状況

認知されたいじめについて、いじめられた児童・生徒の相談状況を下に示す。【図表 10】  
複数選択による結果となっている。

【図表 10】 いじめられた児童・生徒の相談状況

[単位：件]

区分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度
学級担任に相談	4,167 (83.5)	4,589 (82.2)	2,574 (79.1)	3,023 (78.5)	67 (52.8)	114 (63.0)	20 (90.9)	37 (88.1)	6,828 (81.3)	7,763 (80.4)
学級担任以外の教職員に相談 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)	565 (11.3)	459 (8.2)	581 (17.8)	600 (15.6)	26 (20.5)	18 (9.9)	5 (22.7)	1 (2.4)	1,177 (14.0)	1,078 (11.2)
養護教諭に相談	399 (8.0)	389 (7.0)	199 (6.1)	311 (8.1)	20 (15.7)	10 (5.5)	1 (4.5)	0 (0.0)	619 (7.4)	710 (7.4)
スクールカウンセラー等の相談員に相談	714 (14.3)	729 (13.1)	270 (8.3)	359 (9.3)	18 (14.2)	31 (17.1)	2 (9.1)	3 (7.1)	1,004 (12.0)	1,122 (11.6)
学校以外の相談機関に相談 (電話相談やメール等も含む)	69 (1.4)	74 (1.3)	42 (1.3)	51 (1.3)	1 (0.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (2.4)	112 (1.3)	126 (1.3)
保護者や家族等に相談	1,595 (31.9)	1,284 (23.0)	732 (22.5)	781 (20.3)	27 (21.3)	43 (23.8)	1 (4.5)	6 (14.3)	2,355 (28.0)	2,114 (21.9)
友人に相談	304 (6.1)	188 (3.4)	203 (6.2)	259 (6.7)	18 (14.2)	3 (1.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	525 (6.3)	450 (4.7)
その他(地域の人など)	18 (0.4)	14 (0.3)	8 (0.2)	10 (0.3)	4 (3.1)	0 (0.0)	1 (4.5)	0 (0.0)	31 (0.4)	24 (0.2)
誰にも相談していない	85 (1.7)	166 (3.0)	189 (5.8)	178 (4.6)	11 (8.7)	15 (8.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	285 (3.4)	359 (3.7)
計	7,916 (158.5)	7,892 (141.4)	4,798 (147.4)	5,572 (144.6)	192 (151.2)	234 (129.3)	30 (136.4)	48 (114.3)	12,936 (154.1)	13,746 (142.4)

※ 複数選択となっている

※ ( ) 内は、該当する件数/いじめの認知件数×100 (%)

「平成 25・26 年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)



**課 題**

全校種において、「学級担任に相談」が最も多いことから、改めていじめへの対応に当たる学級担任の役割の重要性を認識する必要がある。

このことは、学級担任が一人で抱えて対応することを意味するものではない。認知されたいじめへの対応は、全て「対策委員会」において情報が共有され、対応方針が確認されていることが重要である。また、学級担任は、対応の経過等について、逐一「対策委員会」に報告し、次の対応等について助言を得ることなどが大切である。

平成 25 年度と 26 年度の状況を比較すると、小学校においては、「学級担任以外の教職員に相談」、「保護者や家族等に相談」、「友人に相談」などが、高等学校においては、「学級担任以外の教職員に相談」、「養護教諭に相談」、「友人に相談」などが、特別支援学校においては、「学級担任以外の教職員に相談」、「養護教諭に相談」などが、それぞれ増加している。

**課 題**

中学校においては、顕著な差は見られないが、「誰にも相談していない」が増加していることから、全ての中学校で、「相談しやすい体制づくり」を確実に推進することが必要である。

(6) いじめの態様

① いじめの態様

いじめの態様の状況は下に示すとおりである。【図表 11】

【図表 11】 いじめの態様

[単位：件]

区分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	3,678 (73.7)	3,862 (69.2)	2,231 (68.5)	2,628 (68.2)	54 (42.5)	75 (41.4)	17 (77.3)	23 (54.8)	5,980 (71.2)	6,588 (68.2)
仲間はずれ、集団による無視をされる。	949 (19.0)	952 (17.1)	351 (10.8)	483 (12.5)	10 (7.9)	23 (12.7)	7 (31.8)	5 (11.9)	1,317 (15.7)	1,463 (15.2)
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	922 (18.5)	1,111 (19.9)	517 (15.9)	558 (14.5)	28 (22.0)	32 (17.7)	3 (13.6)	8 (19.0)	1,470 (17.5)	1,709 (17.7)
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	190 (3.8)	208 (3.7)	170 (5.2)	204 (5.3)	13 (10.2)	15 (8.3)	1 (4.5)	2 (4.8)	374 (4.5)	429 (4.4)
金品をたかられる。	34 (0.7)	35 (0.6)	35 (1.1)	42 (1.1)	4 (3.1)	5 (2.8)	2 (9.1)	4 (9.5)	75 (0.9)	86 (0.9)
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	245 (4.9)	268 (4.8)	227 (7.0)	263 (6.8)	13 (10.2)	18 (9.9)	0 (0.0)	1 (2.4)	485 (5.8)	550 (5.7)
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	165 (3.3)	178 (3.2)	126 (3.9)	187 (4.9)	13 (10.2)	10 (5.5)	2 (9.1)	3 (7.1)	306 (3.6)	378 (3.9)
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	62 (1.2)	48 (0.9)	247 (7.6)	313 (8.1)	37 (29.1)	43 (23.8)	5 (22.7)	1 (2.4)	351 (4.2)	405 (4.2)
その他	69 (1.4)	65 (1.2)	27 (0.8)	68 (1.8)	6 (4.7)	1 (0.6)	0 (0.0)	2 (4.8)	102 (1.2)	136 (1.4)
計	6,314 (126.5)	6,727 (120.6)	3,931 (120.8)	4,746 (123.2)	178 (140.2)	222 (122.7)	37 (168.2)	49 (116.7)	10,460 (124.6)	11,744 (121.6)

※ 複数選択となっている

※ ( ) 内は、該当する件数/いじめの認知件数×100 (%)

「平成 25・26 年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)

全校種において、「冷やかしやからかい等」の割合が最も多く、次いで「軽くぶつかられたりする等」、「仲間はずれ等」の軽微ないじめの態様が続いている。

また、「ひどくぶつかられたりする等」や「金品をたかられる」、「金品を隠されたりする等」、「嫌なことや恥ずかしいことをされる等」については、校種が上がるごとに割合が増加している。

さらに、「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷やいやなことをされる」については、小学校で平成25年度より件数、割合ともに増加しているとともに、校種が上がるごとに割合が増加している。

## 課題

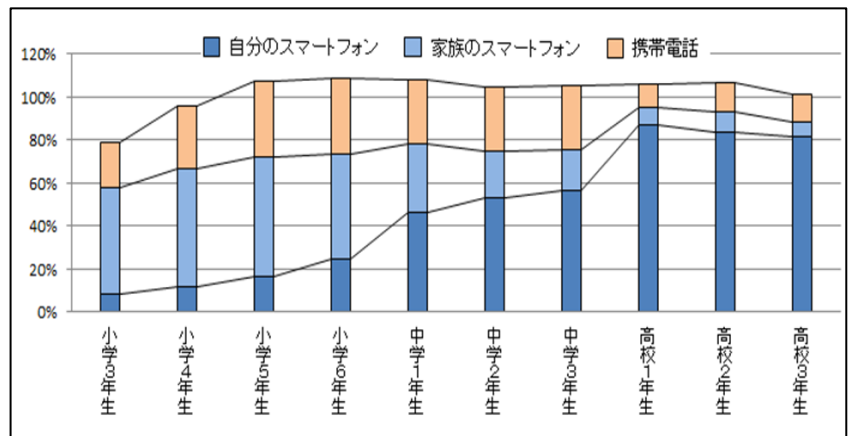
「インターネットを通じて行われるいじめ」については、増加傾向を見せており、その解決策の検討が急務となっている。

### ② インターネット等の利用の実態

都教育委員会では、平成26年度に「インターネット・携帯電話利用に関する実態調査」を実施し、スマートフォンや携帯電話の使用状況やインターネットに関するトラブル等の実態を明らかにし、課題解決策について検討を進めているところである。

この調査から、小学生でも、ほとんどの児童がSNSを利用可能な状況にあることが明らかとなった。【図表12】

【図表12】スマートフォン・携帯電話の使用率  
児童・生徒総数の2%程度(18,612人)を抽出し、質問紙により実施



次ページに示すとおり、インターネットの利用に関して、家庭等でルールを決めている児童・生徒は、全校種の合計で37.5%であり、高校生では、わずか11.4%にとどまっている状況である。

また、小学生でも10%以上が3時間以上SNSを利用していることや、年齢が上がるにしたがい、夜遅くまでSNSを利用するようになる傾向が見られている。【図表13】

さらに、インターネットやソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下「SNS」という。)等によるトラブルのうち、「自分の悪口や個人情報を書かれた」、「仲間外れにされた」など、いじめにつながる可能性があるトラブルに遭った児童・生徒の割合は、校種が上がるにしたがって増加していることから、SNS等の利用に必要な正しい技能やモラルを、十分に身に付けることなく年齢が高くなっている実態などが捉えられる。【図表14】

【図表 13】 インターネット利用に関するルールづくりの状況

児童・生徒総数の2%程度(18,612人)を抽出し、質問紙により実施

■ 家庭等でルールを決めているか。

	小学校	中学校	高校	特別支援学校
決めている	49.4%	31.0%	11.4%	30.6%
決めていない	46.2%	68.2%	88.0%	59.7%
無回答	4.5%	0.8%	0.7%	9.7%

■ SNSの利用時間について

	小学校	中学校	高校	特別支援学校
SNSを一日当たり3時間以上利用する	12.0%	19.3%	26.7%	21.6%
SNSを午後10時以降も利用している	8.3%	26.8%	40.0%	13.8%

\* 一日6時間以上SNS等を利用している児童・生徒は4.5%(高校生では7.8%)

\* 午前0時過ぎまでSNS等を利用している児童・生徒は7.1%(高校生では17.0%)

我が家のルール(例)

僕は(私は)、夜9時までしかケータイを使いません。  
約束を守れなかったら、3日間ケータイをお母さんにあずけます。

僕は(私は)、友だちを傷つけるような使い方はしません。  
約束を守れなかったら、友だちにすぐに謝り、お母さんと使い方について相談します。

僕は(私は)、ケータイ料金は0円に抑えるようにします。  
約束を守れなかったら、次のお小遣いは0円で我慢します。



ファミリールール〈青少年・治安対策本部〉HPから引用

「平成26年度 インターネット・携帯電話利用に関する実態調査(都教育委員会)」

【図表 14】 インターネットやSNS等によるトラブルの状況

児童・生徒総数の2%程度(18,612人)を抽出し、質問紙により実施 (上段:件/下段:%)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	全体
	10,052	5,214	3,222	124	18,612
自分の悪口や個人情報を書かれた	319	463	497	11	1290
	6.9%	3.2%	8.9%	15.4%	8.9%
仲間外れにされた	261	332	383	7	987
	5.3%	2.6%	6.4%	11.9%	5.6%

「平成26年度 インターネット・携帯電話利用に関する実態調査(都教育委員会)」

これらの実態を踏まえ、本委員会でも、スマートフォンや携帯電話の使用に関わるいじめ問題への対策について審議を行った。

審議の中で出された意見等については、後述の「審議を踏まえた取組の方向性」の「インターネット通じて行われるいじめへの対応」に示す。(43ページ)

(7) いじめを行った児童・生徒への対応

いじめを行った児童・生徒への対応では、いずれの校種でも、「学級担任や他の教職員が状況を聞く」の割合が最も高く、昨年度と同様の傾向である。【図表 15】

成果

全校種において、「別室指導」の割合が、平成25年度に比べて大きく増加しており、いじめを行った児童・生徒に対して、毅然とした指導が行われるようになってきていることが伺える。



## 課題

こうした指導については、「総合対策」にも、「重大事態への対処」の「加害の子供への働き掛け」の中に明記されているところであり、「総合対策」18 ページ) 被害の児童・生徒が安心して学習できる環境を確保するために必要な対応であると考える。

ただし、「総合対策」に「必要に応じて、加害の子供の心のケアを行う。」と記載されているとおり、学校が、いじめを行った児童・生徒に対して、自らの行為を省みることができるようにするため、適切な支援を継続して行わなければならない。

【図表 15】いじめを行った児童・生徒への対応

[単位：件]

区分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度
学級担任や他の教職員が状況を聞く	4,603 (92.2)	4,978 (89.2)	3,008 (92.4)	3,505 (91.0)	103 (81.1)	165 (91.2)	21 (95.5)	36 (85.7)	7,735 (92.1)	8,684 (89.9)
養護教諭が状況を聞く	482 (9.7)	421 (7.5)	195 (6.0)	295 (7.7)	12 (9.4)	6 (3.3)	1 (4.5)	0 (0.0)	690 (8.2)	722 (7.5)
スクールカウンセラー等の相談員が状況を聞く	720 (14.4)	574 (10.3)	189 (5.8)	218 (5.7)	6 (4.7)	10 (5.5)	1 (4.5)	0 (0.0)	916 (10.9)	802 (8.3)
スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行う	469 (9.4)	330 (5.9)	140 (4.3)	230 (6.0)	6 (4.7)	33 (18.2)	4 (18.2)	0 (0.0)	619 (7.4)	593 (6.1)
学級担任や他の教職員が指導	3,344 (67.0)	3,418 (61.3)	2,551 (78.4)	2,747 (71.3)	90 (70.9)	78 (43.1)	14 (63.6)	28 (66.7)	5,999 (71.4)	6,271 (64.9)
養護教諭が指導	222 (4.4)	233 (4.2)	101 (3.1)	182 (4.7)	4 (3.1)	3 (1.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	327 (3.9)	418 (4.3)
校長、副校長が指導	889 (17.8)	834 (14.9)	217 (6.7)	234 (6.1)	49 (38.6)	35 (19.3)	1 (4.5)	4 (9.5)	1,156 (13.8)	1,107 (11.5)
別室指導	732 (14.7)	433 (7.8)	714 (21.9)	481 (12.5)	27 (21.3)	25 (13.8)	4 (18.2)	5 (11.9)	1,477 (17.6)	944 (9.8)
グループ替えや席替え、学級替え等	614 (12.3)	670 (12.0)	144 (4.4)	188 (4.9)	6 (4.7)	5 (2.8)	1 (4.5)	4 (9.5)	765 (9.1)	867 (9.0)
退学・転学	1 (0.0)	2 (0.0)	1 (0.0)	2 (0.1)	17 (13.4)	12 (6.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	19 (0.2)	16 (0.2)
出席停止	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)					0 (0.0)	0 (0.0)
自宅学習・自宅謹慎					31 (24.4)	14 (7.7)	0 (0.0)	1 (2.4)	31 (0.4)	15 (0.2)
保護者への報告	2,662 (53.3)	2,365 (42.4)	2,163 (66.5)	2,228 (57.8)	66 (52.0)	41 (22.7)	20 (90.9)	10 (23.8)	4,911 (58.5)	4,644 (48.1)
いじめられた児童・生徒やその保護者に対する謝罪の指導	2,161 (43.3)	1,771 (31.7)	1,710 (52.5)	1,708 (44.3)	32 (25.2)	39 (21.5)	11 (50.0)	11 (26.2)	3,914 (46.6)	3,529 (36.5)
児童相談所、警察等の関係機関と連携した対応(ポータルなども含む)	88 (1.8)	110 (2.0)	83 (2.5)	68 (1.8)	8 (6.3)	1 (0.6)	3 (13.6)	6 (14.3)	182 (2.2)	185 (1.9)
その他	6 (0.1)	8 (0.1)	7 (0.2)	10 (0.3)	2 (1.6)	1 (0.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	15 (0.2)	19 (0.2)
計	16,993 (340.3)	16,147 (289.4)	11,223 (344.8)	12,096 (313.9)	459 (361.4)	468 (258.6)	81 (368.2)	105 (250.0)	28,756 (342.5)	28,816 (298.4)

※ 複数選択となっている。

※ ( ) 内は、該当する件数/いじめの認知件数×100 (%)

「平成 25・26 年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)

## (8) いじめられた児童・生徒への対応

### ① いじめられた児童・生徒への対応

いじめられた児童・生徒への対応では、いずれの校種でも、いじめる児童・生徒への対応と同様に、「学級担任や他の教職員が状況を聞く」の割合が最も高い。【図表 16】

## 課題

一方で、「当該いじめについて、教育委員会と連携して対応」や、「児童相談所等の関係機関と連携して対応(サポートチームなども含む)」については、未だ低い割合にとどまっていることから、児童・生徒の個別対応においては、関係機関等との連携が十分に推進されていないことが考えられる。

都教育委員会は、連携が進んでいない理由を分析するとともに、学校と関係機関等との連携により解決した事案等を収集し、学校等に周知することが必要である。

【図表 16】 いじめられた児童・生徒への対応

[単位：件]

区分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度
学級担任や他の教職員が状況を聞く	4,783 (95.8)	5,155 (92.4)	3,059 (94.0)	3,584 (93.0)	108 (85.0)	172 (95.0)	18 (81.8)	35 (83.3)	7,968 (94.9)	8,946 (92.6)
養護教諭が状況を聞く	686 (13.7)	676 (12.1)	332 (10.2)	487 (12.6)	21 (16.5)	18 (9.9)	2 (9.1)	5 (11.9)	1,041 (12.4)	1,186 (12.3)
スクールカウンセラー等の相談員が状況を聞く	1,122 (22.5)	975 (17.5)	391 (12.0)	503 (13.1)	22 (17.3)	41 (22.7)	3 (13.6)	7 (16.7)	1,538 (18.3)	1,526 (15.8)
学級担任や他の教職員が継続的に面談しケアを行う	2,042 (40.9)	1,944 (34.8)	1,855 (57.0)	1,814 (47.1)	57 (44.9)	68 (37.6)	17 (77.3)	8 (19.0)	3,971 (47.3)	3,834 (39.7)
養護教諭が継続的に面談しケアを行う	452 (9.1)	332 (5.9)	221 (6.8)	311 (8.1)	11 (8.7)	8 (4.4)	2 (9.1)	0 (0.0)	686 (8.2)	651 (6.7)
スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行う	508 (10.2)	476 (8.5)	253 (7.8)	333 (8.6)	9 (7.1)	18 (9.9)	2 (9.1)	3 (7.1)	772 (9.2)	830 (8.6)
別室を提供したり、常時教職員が付くなどして心身の安全を確保	238 (4.8)	184 (3.3)	200 (6.1)	190 (4.9)	5 (3.9)	6 (3.3)	4 (18.2)	3 (7.1)	447 (5.3)	383 (4.0)
緊急避難としての欠席	16 (0.3)	40 (0.7)	5 (0.2)	34 (0.9)	2 (1.6)	3 (1.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	23 (0.3)	77 (0.8)
他の児童生徒に対し、助力・支援を個別に依頼	423 (8.5)	378 (6.8)	389 (12.0)	448 (11.6)	9 (7.1)	5 (2.8)	0 (0.0)	1 (2.4)	821 (9.8)	832 (8.6)
学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施	235 (4.7)	204 (3.7)	240 (7.4)	359 (9.3)	10 (7.9)	11 (6.1)	1 (4.5)	1 (2.4)	486 (5.8)	575 (6.0)
グループ替えや席替え、学級替え等	748 (15.0)	692 (12.4)	198 (6.1)	202 (5.2)	7 (5.5)	6 (3.3)	2 (9.1)	1 (2.4)	955 (11.4)	901 (9.3)
当該いじめについて、教育委員会と連携して対応	205 (4.1)	145 (2.6)	129 (4.0)	74 (1.9)	5 (3.9)	1 (0.6)	1 (4.5)	0 (0.0)	340 (4.0)	220 (2.3)
児童相談所等の関係機関と連携した対応(サポートチームなども含む)	60 (1.2)	64 (1.1)	33 (1.0)	25 (0.6)	4 (3.1)	1 (0.6)	2 (9.1)	0 (0.0)	99 (1.2)	90 (0.9)
その他	22 (0.4)	13 (0.2)	11 (0.3)	18 (0.5)	3 (2.4)	2 (1.1)	0 (0.0)	2 (4.8)	36 (0.4)	35 (0.4)
計	11,540 (231.1)	11,278 (202.1)	7,316 (224.8)	8,382 (217.5)	273 (215.0)	360 (198.9)	54 (245.5)	66 (157.1)	19,183 (228.5)	20,086 (208.0)

※ 複数選択となっている。

※ ( ) 内は、該当する件数/いじめの認知件数×100 (%)

「平成 25・26 年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)

## ② 関係機関との連携の推進

なお、本委員会では、関係機関との連携に関して以下のような協議が行われた。

### <関係機関との連携の推進>

- いじめの解決に向けて、学校と関係機関等とが連携して対応していくためには、個々の子供に対して、どの機関がどのように支援していくか、具体的方策を議論していく必要がある。
- 学校が、対応に苦慮してから関係機関等に連携を依頼することが多いが、関係機関にとっては、連絡・相談が遅いと、子供に関わっていくことが困難になってしまう状況が見られている。